

令和6年に実施される減税や給付金のお知らせ

1 令和6年度個人住民税の定額減税

■対象となる方

令和6年度個人住民税所得割の納税義務者である国内居住者で、令和5年分の合計所得金額が1,805万円以下の方（給与収入※のみの方の場合、2,000万円以下の方）

※「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

■定額減税額

個人住民税所得割分 = 1万円×減税対象人数※

※納税義務者本人+控除対象配偶者+扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）の合計人数。（ただし、控除対象配偶者と扶養親族ともに国内居住者に限ります。）

■実施時期

個人住民税の徴収方法によって開始時期が異なります

【詳細】市民税課☎25・5786

※所得税に係る定額減税については、国税庁等の☎でご確認ください。

2 定額減税しきれないと見込まれる方への給付金

令和6年度旭川市定額減税調整給付金

■対象となる方

定額減税可能額が「令和6年分所得税額（推計）」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方

■定額減税調整給付額

①+②の合算額（合算額を万単位に切り上げる）

①所得税分定額減税可能額（3万円×減税対象人数※）と令和6年分所得税額（推計）の差額

②個人住民税所得割分減税可能額（1万円×減税対象人数※）と令和6年度分個人住民税所得割額の差額

※本人+控除対象配偶者+扶養親族の合計人数。（ただし国内居住者に限ります。）

■申請期限 10/31(木)

■申請方法・給付時期

※市から文書が届くのをお待ちください。定額減税調整給付金を受けるために、来庁の必要はありません。

市で振込先を把握できる方

●7月上旬に市から通知書を発送予定

→受給辞退や口座変更の申し出がなければ、7/29(月)に給付されます

市で振込先を把握できない方

●7月上旬に市から確認書を発送予定

→必要事項を記載のうえ返送してください。確認書を受理した日から、2～3週間程度で指定の口座に振り込まれる予定です。ただし、不備がある場合にはこの限りではありません

3 令和6年度個人住民税において、新たに非課税・均等割のみ課税となる世帯への給付金

令和6年度旭川市低所得世帯給付金

世帯区分	令和6年度に新たに非課税となった世帯	令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となった世帯
対象世帯	6/3(月)時点で市内に住居登録があり、令和6年度の世帯全員の住民税が非課税で、 次の全てに該当する世帯	6/3(月)時点で市内に住居登録があり、令和6年度の世帯全員の住民税が「均等割のみ課税者」または「均等割のみ課税者と非課税者」であり、 次の全てに該当する世帯
	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯の中に住民税課税者から税法上の扶養を受けていない方が1人以上いる ●世帯の中に住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である方がいない ●租税条約による住民税の免除を受けていない <p>※既に「令和5年度物価高騰重点支援給付金（7万円）」・「令和5年度均等割のみ課税世帯給付金（10万円）」の対象となった世帯を除きます。</p>	
給付額	1回限り 1世帯10万円	
	※18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に出生した児童）がいる場合は、1人当たり5万円（こども加算金）を給付します。	
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ●確認書による申請 支給対象となる可能性の高い世帯に対しては、市が7月上旬に「確認書」を発送予定。振込先情報等を記載の上、返送してください ●オンライン等による申請 確認書が届かない世帯でも、対象になると思われる場合は、「オンラインによる申請」「郵送による申請」「窓口申請」にて受け付けます <p>※必要書類は、市☎からダウンロードできます。</p>	
受付期間	7/1(月)～10/31(木)	
給付時期	確認書等を受理した日から、2～3週間程度で指定の口座に振り込まれる予定です。ただし、不備がある場合にはこの限りではありません	

【詳細】臨時特別給付金担当（5の9 ベストアメニティ旭川ビル1階☎76・7415）

※2・3の詳細については、市☎でご確認ください。